

3 行動目標 外国人県民も暮らしやすい地域づくり

外国人県民が地域社会で自立して安心して共生していくためには、日本語でのコミュニケーション能力が前提であり、日本語の習得は不可欠です。また、日本の社会や文化などについて理解を深めることも必要です。外国人県民の学習意欲を高め、日本語などの学習機会の拡充を進めます。

日本で生活していくうえで必要な情報や履行すべき義務などの情報は、すべての外国人県民に行き渡ることが必要です。多様なメディアを活用した多言語による情報提供をより一層充実させるとともに、外国人県民に対する相談体制の更なる整備を推進します。

外国人県民も「生活者・地域住民」として、教育、労働、居住、医療、防災、治安といった広範な分野にわたる多様な課題に対して、総合的な支援を行います。

日本人県民と外国人県民がともに、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します。

施策の基本方向

コミュニケーション支援の充実

(1) 日本語・日本社会の学習支援

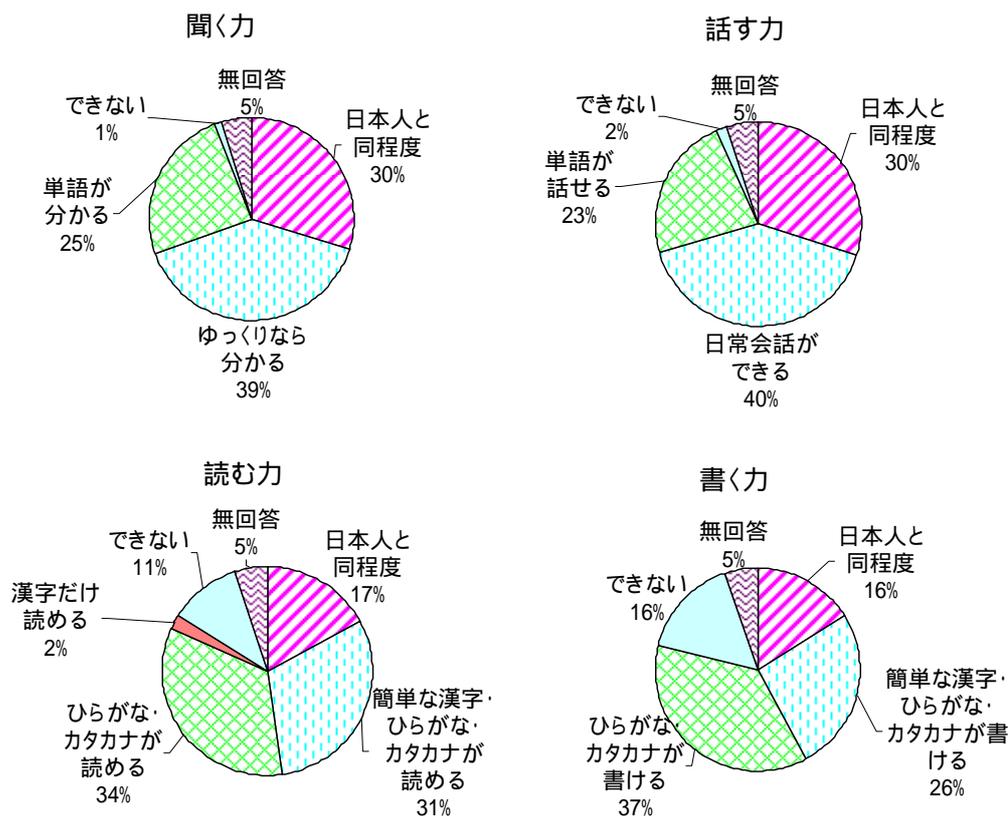
現状と課題

地域では、市町国際交流協会やNPOなどが中心となって、外国人県民に対する日本語学習支援に取り組んできました。しかし、一般的に日本語を使用する環境にない外国人県民は、仕事が忙しいなどの事情で、日本語を学習しようとする意欲が低い傾向にあるといわれています。

成人の外国人県民の場合には、日本語を学習する場が少ないのが現状です。職場や地域でも日本語の学習機会の充実が求められています。

外国人県民が、地域社会で自立して日本人県民と共生していくためには、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについても理解を深める必要があります。

日本語の能力



(資料) 外国人県民意識調査(2007)

施策の方向

外国人県民に対し、日本語、日本の文化や慣習などに関する学習の必要性に対する理解を促し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や日本の文化などについて学ぶことができるよう、学習機会の充実に努めます。

また、外国人県民の日本語学習などをサポートするボランティアの養成や NPO などが実施する日本語教室に対する支援の強化を図ります。

施策の展開

19. 日本語学習機会の提供の充実

(財)愛知県国際交流協会では、日本語教室(「プラザにほん語教室」)を開催し、外国人県民の日本語学習を支援します。

20. 日本語ボランティアの養成

(財)愛知県国際交流協会では、ゼミナールを開催し、外国人県民の日本語学習の手助けをするボランティアを養成します。

21. 日本語教室への支援

(財)愛知県国際交流協会では、市町村などと連携して、地域に密着した日本語教室の開設をめざす講座や既に開設している教室のステップアップをめざす講座を開催します。

また、日本語教育に携わるボランティアや教師などに対して、日本語教育に関する情報提供や資料閲覧などを行うための「日本語教育リソースルーム」を運営します。

5. 外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 重点施策 (再掲 28 頁)

「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を通じて、企業が外国人労働者に日本語についての理解を深める機会を提供するよう、促します。

(54頁参照)

Column: 日本語教育リソースルーム

日本語教育に携わるボランティアや教員などの活動拠点として、次のような活動を行っています。

資料(学校現場や地域の日本語教室などで作成されたオリジナルの日本語教材、市販の日本語教材、日本語教育に関する報告書など約 1,500 冊)の閲覧

日本語教育についての情報提供

勉強会の実施、県内の日本語教室調査

場 所 あいち国際プラザ 2 階(名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号)

開 館 火曜日と土曜日の 10:00 ~ 17:00(祝日・休日は閉館)

電 話 052 - 961-7904

メール ikusei@aia.pref.aichi.jp ウェブページ <http://www2.aia.pref.aichi.jp>

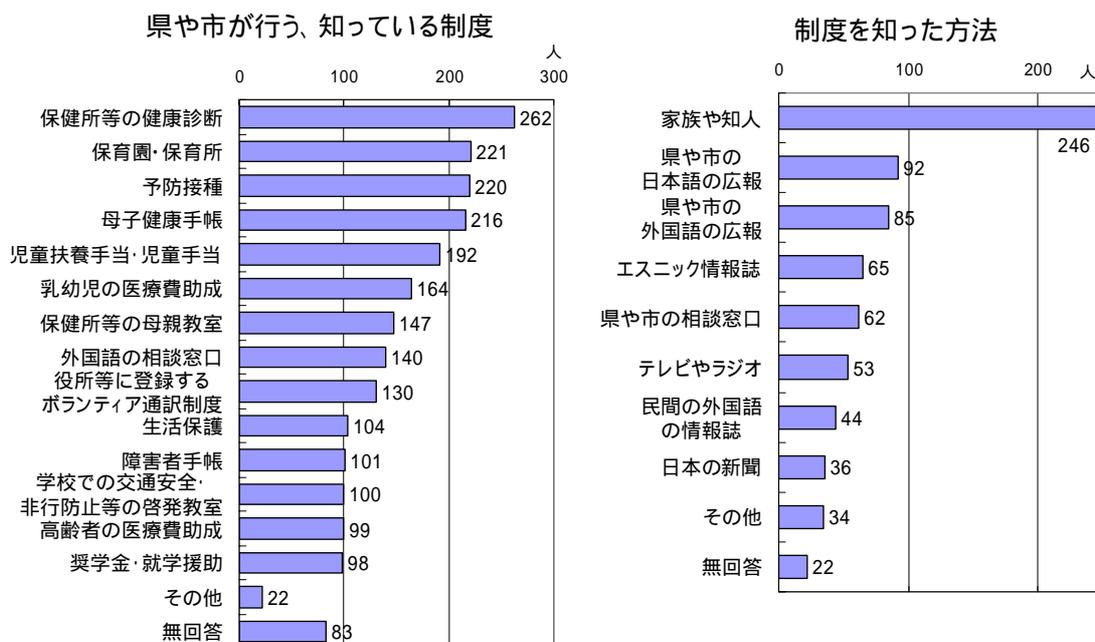
(2) 多言語による情報提供・相談体制の充実

現状と課題

外国人県民は言葉の問題から、近隣住民とのコミュニケーションが図れなかったり、各種行政サービスの利用や住民としての義務の履行に必要な情報が得られなかったりする場合があります。そのため、税金・社会保険料(税)の滞納など、住民として履行しなければならない義務が果たされていない状況も一部には見受けられます。

外国語表記による出版物・ウェブページでの情報提供が進められていますが、まだ、十分とはいえない状況です。

外国人県民の定住化の進展に伴い、外国人県民が抱える問題は多様かつ複雑化しています。DV などの夫婦間の問題、子育てや児童虐待など親子間の問題、不就学や不適応など子どもの教育の問題など、多岐にわたります。このような幅広い問題に対応できる専門的な支援体制が必要となっています。



(資料) 外国人県民意識調査(2007)

施策の方向

外国人県民に対して提供される行政サービスや住民として享受できる権利、税金・社会保険料(税)の納付など履行しなければならない義務の内容、地域社会のルールや慣習など、様々な情報提供を行います。特に、日本語を十分理解することができない外国人県民に対しては、多様な言語で多様なメディアを活用して、情報提供に努めます。

相談から解決まで一貫した支援を行う多文化ソーシャルワーカーを、外国人県民が多い地域で十分活用できる体制に向けて養成していきます。そのうえで、愛知県多文化共

生センターを拠点として、市町村、市町国際交流協会などと連携・協力しながら、より専門性の高い相談体制の整備を推進します。

施策の展開

(22～28) 多言語による情報提供の充実

22. 愛知県多文化共生センター「相談・情報カウンター」の運営

愛知県多文化共生センターでは、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語による外国人相談事業と生活情報の提供を行います。

23. 愛知県図書館「多文化サービスコーナー」の充実

愛知県図書館内に「多文化サービスコーナー」を設置して、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語で書かれた日本での生活や仕事に役立つ資料、日本語習得の学習書、文学作品などの蔵書の充実に努めます。

24. あいち国際プラザ図書室の充実

(財)愛知県国際交流協会では、多様な文化への理解を深めるため、外国語による日本紹介書を始め、外国紹介書、国際交流機関等資料、国際交流関係図書など、15,000冊以上の蔵書を有しています。今後も、国際交流・国際理解につながる蔵書の充実に努めます。

25. 出版物の内容充実・多言語化

愛知県及び(財)愛知県国際交流協会では、外国人県民に対する生活情報や行政情報の提供内容を充実し、多言語の出版物の作成を更に推進します。

26. ウェブページを活用した多言語情報の充実

多文化共生に関するウェブページを始め、愛知県のウェブページの多言語化を図り、行政情報の提供の充実を図ります。

また、多文化共生推進協議会では、「多言語相談窓口情報提供ネットワーク」を運用し、群馬・長野・岐阜・静岡・愛知・三重県内の市町村などに設置されている多言語による相談窓口の情報を、内容を充実して提供します。

(財)愛知県国際交流協会では、愛知県国際交流情報システム(-net)を運営し、外国人県民向けの生活情報やイベント情報などを、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語で提供します。また、携帯電話でアクセスできるウェブサイトを通じて多言語で生活情報を発信します。

愛知県警察では、「生活の安全・安心」に関する情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語でリーフレットを作成し提供しているほか、愛知県警ウェブページでも引き続き提供します。

27. FM 放送を活用した多言語情報の提供

(財)愛知県国際交流協会では、ZIP-FM や愛知国際放送(RADIO-i)で、生活関連情報や観光情報、地域安全情報などを、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語で提供します。

28. 外国人支援ボランティアの活用

(財)愛知県国際交流協会では、外国人支援を行うボランティア登録制度の積極的な活用を図るとともに、資質向上のための研修会を開催します。

(11,29～31) 外国人県民に対する相談体制の充実

29. 多文化ソーシャルワーカーの養成・活用 重点施策

外国人県民が抱える心理的・社会的な問題に対して、本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う多文化ソーシャルワーカーを養成します。また、養成講座修了者を対象に研修を実施し、一層のスキルアップを図ります。

愛知県多文化共生センターに多文化ソーシャルワーカーを配置し、このセンターを拠点に市町村などとも連携・協力しながら、外国人県民が抱える複雑で多様な問題に対応できる、より専門性の高い相談体制の整備を推進します。また、養成講座修了者間の連携を促進するとともに、市町村などへの普及・啓発を通じて、ソーシャルワーカー活用の拡大を図ります。

11. ドメスティック・バイオレンス(DV)などへの対策の推進 (再掲 31 頁)

30. 弁護士による法律相談の実施

(財)愛知県国際交流協会では、弁護士による無料法律相談を英語、ポルトガル語、スペイン語、日本語で実施します。

31. 外国人相談窓口の連携

(財)愛知県国際交流協会では、市町村及び市町国際交流協会の外国人相談担当者と定期的に情報交換を行い、情報の共有や連携の構築を図ります。

施策の基本方向

生活支援の充実

(1) 教育環境の整備

(1) - 公立学校における学習機会の保障

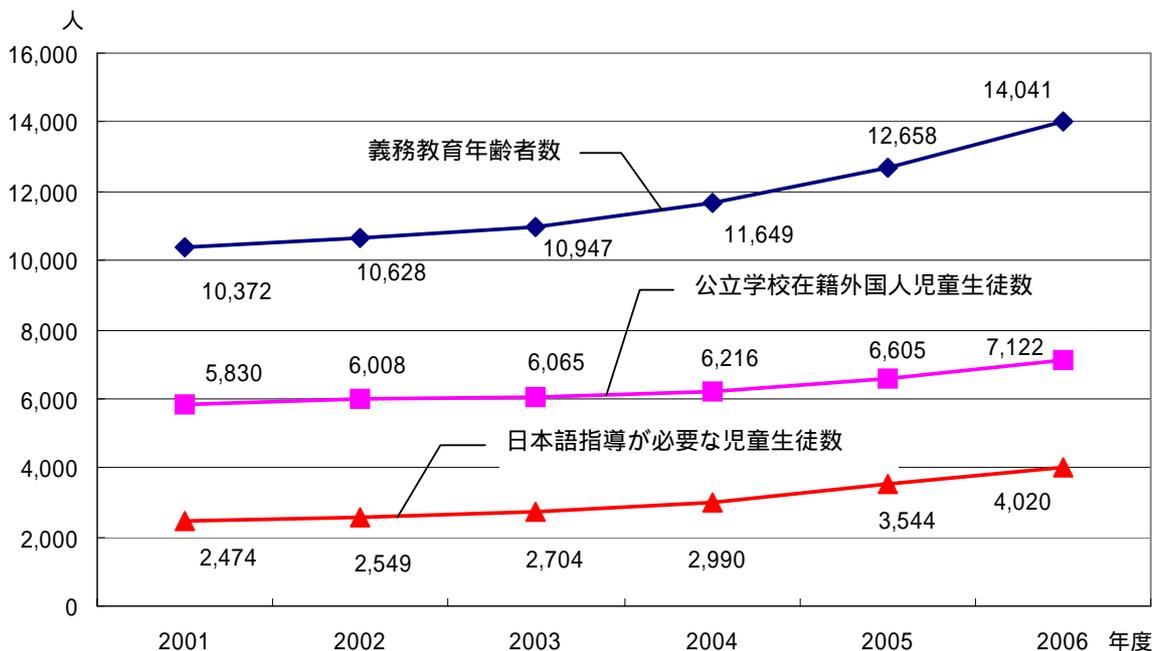
現状と課題

国は、外国人には子どもを就学させる義務はないが、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には無償で受入れ、授業料の不徴収や教科書の無償給与、就学援助を含め、日本人と同様に教育を受ける機会を保障することとしています。しかし、不就学の子どもの存在などに象徴されるように、教育を受ける機会が保障されているとはいえない実態があります。

国は、外国人の子どもの教育に関する基本方針の早期策定が求められています。

現在、公立小中学校には外国人児童生徒が多数在籍しています。そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒の多くは、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語を母語としており、日本語がほとんど、あるいはまったくわからない児童生徒が多数います。

外国人児童生徒の状況



(資料) 義務教育年齢者数:法務省「在留外国人統計」をもとに愛知県地域振興部多文化共生推進室推計
 公立学校在籍外国人児童生徒数:文部科学省「学校基本調査」
 日本語指導が必要な児童生徒数:文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」

公立小中学校では、日本語教育適応学級担当教員とポルトガル語やスペイン語と日本語の両方に堪能な語学相談員を活用するなどして、日本語指導が必要な子どもに対する語学指導や日本の学校生活への適応指導を行っています。また、市町村の中には、外国人児童生徒の母語/母国語²¹を解する指導員を独自に配置しているところもあります。

県立高等学校では、生徒の母語/母国語に堪能な外国人生徒教育支援員を配置し、学習活動や学校生活などの支援を行っています。

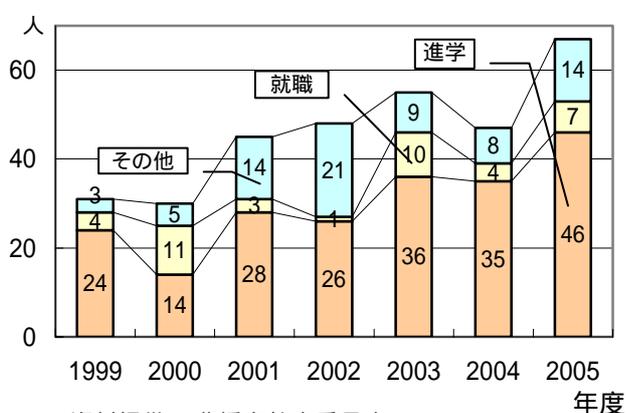
高等学校・大学への進学を希望する外国人児童生徒もいます。しかし、進学には、一定の日本語能力や学力が要求されることなどから、日本人の子どもと比べると進学するのは、難しい状況にあります。

豊橋市在住外国人保護者への意識調査(2003年)

日本での就職を希望	10%
日本の高校に進学を希望	59%
母国語の学校へ進学を希望	3%
母国へ帰る	18%
その他	10%

(資料提供) 豊橋市教育委員会

外国人生徒の進路状況(豊橋市)



日本の中学校の卒業資格をもっていない生徒または外国で学校教育における9年の課程を修了していない生徒が、日本の高等学校への入学資格を得るには、年1回実施される中学校卒業程度認定試験(中卒認定)²²に合格するか夜間中学を卒業しなければなりません。

公立学校、外国人学校のどちらにも在籍しない不就学の子どもが少なからずおり、その実態も正確に把握できていない状況です。不就学の子どもは、犯罪に巻き込まれる危険性が高くなるほか、工場などで働く者もいるなど、社会的な問題となっています。そのため、不就学は早急に解消しなければならない問題です。不就学児本人やその保護者の就学意欲・意識を高める働きかけなど、就学に向けた取組が求められています。

施策の方向

外国人児童生徒に対するきめ細かな語学指導や学校生活への適応指導を実施するため、日本語教育適応学級担当教員の配置や語学相談員の公立小中学校への派遣を充実するとともに、県立高等学校に生徒の母語/母国語に堪能な外国人生徒教育支援員の配置を充実するなど、公立学校の受入体制の更なる整備を推進します。

外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導などに関する充実した内容の研修を実施し資質の向上に努めるとともに、ポルトガル語などに堪能な者、または外国での様々な経験を有する者などの積極的な教員採用に努めます。

高等学校における教育を受ける機会を促進するため、外国人生徒を対象とした入学者選抜を引き続き実施します。また、中学校卒業程度認定試験(中卒認定)の改善など、外国人生徒の中卒資格の認定が円滑に行われるよう、機会をとらえて、国に対して積極的に要望を行います。

多文化共生の視点にたった国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上に努めます。

不就学を早急に解消するため、不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組を推進します。

外国人の子どもの教育を受ける権利の保障に向けて、教育に関する基本的な方針の策定や専任教員の配置の充実など、外国人の子どもに対する教育の充実について、国に対して積極的に要望を行います。

施策の展開

(32～36) 公立小中学校における外国人児童生徒への教育支援の充実

32. 日本語教育適応学級担当教員の加配 重点施策

外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語教育適応学級担当教員を配置します。また、その充実を図るため、配置基準の改善を検討します。

33. 語学相談員の配置 重点施策

外国人児童生徒の母語/母国語(ポルトガル語・スペイン語)と日本語の両方に堪能な語学相談員を教育事務所に配置し、公立小中学校への訪問指導を実施します。また、必要に応じ、語学相談員の配置の拡充について検討します。

34. 外国人児童生徒教育に携わる教員の研修

外国人児童生徒を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導に関する研修、語学(ポルトガル語・スペイン語)研修などを実施し、担当教員の資質向上に努めます。

また、校長を始めとする管理職に対する研修会では、多文化共生の視点にたったプログラムを取り入れるなど、その内容の充実を図ります。

35. 青年海外協力隊経験者、外国語が堪能な者を対象とした特別選考の実施

青年海外協力隊経験者を対象とした教員採用選考試験の特別選考、外国語(ポルトガル語、スペイン語、中国語)が堪能な者を対象とした教員採用選考試験を実施します。

36. 外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換

市町村教育委員会担当者などを対象に、外国人児童生徒の教育や就学に係る連絡協議を行う「外国人児童生徒教育連絡協議会」を開催し、外国人児童生徒教育の円滑な推進を図ります。

37. 外国人生徒に係る入学者選抜の実施

外国人生徒が公立高等学校への入学を希望する場合、一般入試に先立って、別枠で入学者選抜を実施します。

38. 県立高等学校における外国人生徒への教育支援(外国人生徒教育支援員の配置) **重点施策**

日本語によるコミュニケーション能力が十分身につけていない外国人生徒が在籍する県立高等学校(全日制・定時制課程)に、生徒の母語/母国語(ポルトガル語・スペイン語・中国語など)に堪能な外国人生徒教育支援員を配置し、外国人生徒の学習活動や学校生活などを支援します。

39. 児童生徒への多文化共生教育の推進

公立学校では、多文化共生の視点にたった国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上に努めます。

県立高等学校で実施した「多文化共生教育のあり方についての実践研究²³」の結果をまとめ、その成果を他校の教育活動に生かします。

(財)愛知県国際交流協会では、国際理解教育に関するワークショップを実施するファシリテーターを小・中・高等学校に派遣し、国際理解教育を推進します。

40. 外国人の子どもに対する就学に向けた取組の推進 **重点施策**

外国人児童生徒が多い市町村で、母語/母国語で書かれた就学案内の作成・配布を促進するなど、不就学解消に向けた取組を推進します。

また、多文化ソーシャルワーカーを活用して、不就学の子どもやその保護者の就学意欲・意識を高める働きかけをし、就学に導くよう努めます。

(1) - 外国人学校への支援

現状と課題

子どもたちの母語/母国語により授業を行う外国人学校は、外国人県民の子どもが教育を受ける場所として重要な役割を果たしています。

各種学校としての認可を受けていない外国人学校は「私塾」と同様のもので、公共交通機関の学生割引の対象とされず自治体の財政支援も受けていません。このような学校は経営基盤が弱く、高額な授業料が、保護者には大きな負担となっています。また、施設設備や保健衛生の面でも、その環境が十分に整っているとはいえない状況です。

外国人学校を卒業しても日本の高校入学資格は得られません。また、大学の多くは、外国人学校卒業者の受験を認めていない状況です。このように、進学において不利な状況であるため、子どもたちの進路の選択の幅を広げることが求められています。

外国人学校の状況

所在地	外国人学校		
	ブラジル人学校	韓国・朝鮮学校	欧米系
名古屋市	2	2 (2)	1 (1)
豊橋市	2 (1)	1 (1)	0
岡崎市	1	0	0
瀬戸市	0	1 (1)	0
春日井市	0	1 (1)	0
碧南市	2	0	0
刈谷市	1	0	0
豊田市	4	0	0
安城市	1	0	0
小牧市	2	0	0
新城市	1	0	0
岩倉市	1	0	0
豊明市	0	1 (1)	0
長久手町	0	0	1

(備考) ()内は各種学校認可校、内数

(資料) 愛知県地域振興部多文化共生推進室調べ

施策の方向

各種学校認可申請に関する情報を周知して、学校法人化を引き続き促進します。また、各種学校認可校には私立学校の振興を図るため、私学助成金を交付します。

施策の展開

41. 私学助成金の交付

学校法人認可の外国人学校には、教育を行うために必要な経常的な経費に対し、補助金(「経常費補助金」)を交付します。また、地域社会における国際化の進展を図るための取組に対しても補助金を交付します。

42. 各種学校認可申請に関する情報提供

外国人学校の学校法人化を促進するため、各種学校認可申請手続きの情報提供を引き続き実施します。

(1) - 課外における日本語学習支援

現状と課題

公立小中学校には、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍しています。その数は全国最多であり、増加傾向が続いています。日本語指導が必要な児童生徒は取り出し方式などにより個別指導や集団指導を受けていますが、公立学校での日本語学習のみでは、学校教育における学習内容の理解に必要とされる日本語能力を習得するのは、難しい状況です。

一方、外国人学校でも日本語の教育が行われていますが、授業時間数は様々です。そして、多くの子どもたちは日本語をほとんど話すことができません。

進学に一定の日本語能力が要求されることなどから、外国人県民の子どもは、日本人県民の子どもと比べると高校・大学へ進学するのは、難しい状況にあります。就職に際しても、学歴や日本語能力の点から、やりがいを感じる仕事に就くことは難しくなっています。

学校教育における学習だけではなく、放課後の時間なども有効に活用して、日本語学習や教科学習に取り組むことが効果的です。外国人県民の問題は、彼らが暮らす地域全体の課題でもあり、これまで以上に行政、企業、NGO・NPO などが協力して対応する必要があります。

幼児期の外国人県民の子どもは、日本の保育所や幼稚園に通ったり、外国人県民が経営する託児所や外国人学校に通ったりと、その置かれた環境は様々です。そのため、日本語が全く理解できなかつたり、日本の学校に関する情報と理解が十分得られなかつたりしているのが現状です。幼児期の子どもの置かれている環境は、義務教育レベルの教育機会と密接に関連があります。保育所や幼稚園などにおいても、小学校と連携を図りながら、できる限り早い時期から保護者に対して、日本の教育制度に関する情報を提供し、教育の重要性に対する意識を高める取組が求められています。

また、公立小学校に入学予定の外国人県民の子どもが、早期に学校に適應できるような取組も求められています。

施策の方向

日本で育つ外国人県民の子どもが自分の将来に夢と希望をもって、個々の能力を發揮しながら日本社会に適應し生活していくには、日本語によるコミュニケーション能力を身につけることが不可欠です。

外国人県民の子どもそれぞれの日本語能力に応じた学習機会を提供するため、「日本語学習支援基金」の創設に取り組みます。

外国人県民の子どもが、公立学校への適応力を早期につけるための取組を推進し、その成果の普及に努めます。

施策の展開

43. 「日本語学習支援基金」の創設・活用 重点施策 新規施策

外国人県民の子どもそれぞれの日本語能力に応じた学習機会を提供するため、地元経済団体や企業などと協力して、子どもの日本語学習を支援するための「日本語学習支援基金」の創設に取り組みます。この基金を活用して、外国人県民の子どもの日本語の学習支援を推進します。

44. 日本語や日本の文化の初期指導 重点施策

外国人県民の子どもが学校や社会に適応し、日本での生活に早くなじめるよう、日本語学習や生活適応指導を充実するための取組を、NPO などと連携・協働して推進します。また、その取組の成果の普及に努めます。

(2) 労働環境の整備

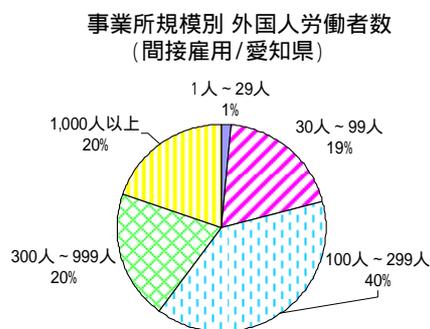
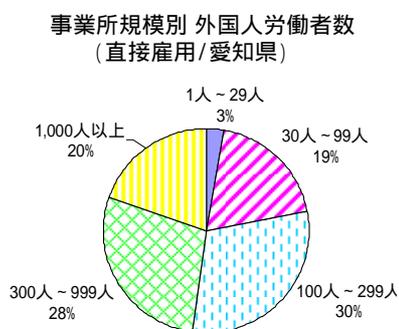
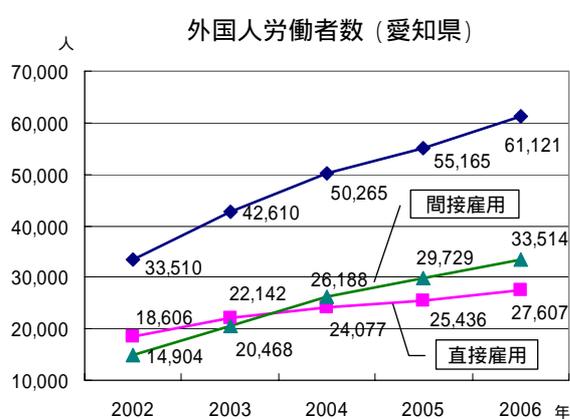
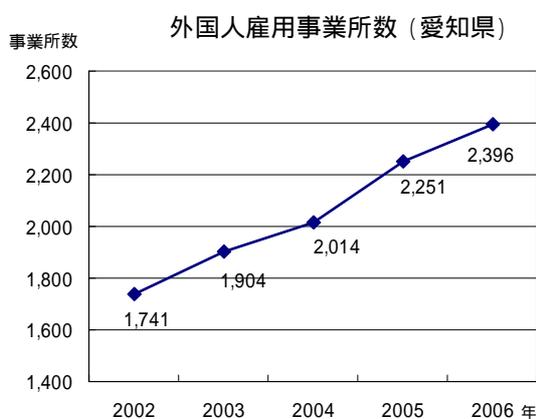
現状と課題

愛知県では製造業の集積が進み、経済が好調なことから、日系人労働力へのニーズが高く、日系人労働者は年々増加しています。

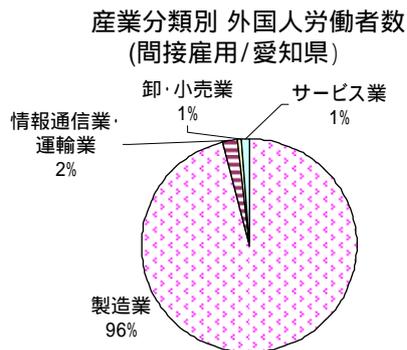
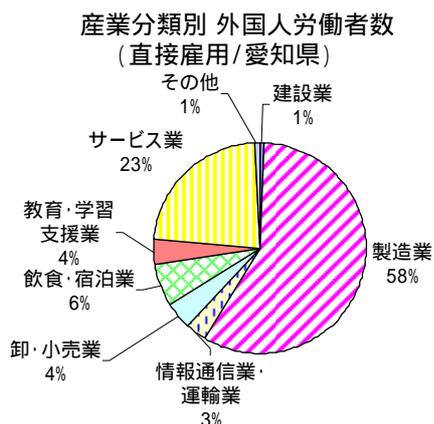
その結果、ブラジル人をはじめ多数の日系人労働者が在留していますが、日系人労働者は、一般の外国人労働者と異なり、在留資格の取得にあたって実際に就業する企業などとの雇用契約が必要とされていません。このため、一般の外国人労働者と異なり、将来の生活の見通しや準備が十分に整わないまま入国する結果、厳しい労働環境に置かれることが多くなっています。

また、日系人労働者は、業務請負や派遣といった形態で製造業の現場などで非熟練労働に従事する者が比較的多くを占め、短期間で転職する者も少なくない実態があります。

更には、日系人労働者や事業所の中には、社会保険料負担を嫌う場合もあるため、社会保険未加入者も少なくありません。このため、外国人労働者やその家族が病気やけがをしても、無保険であることから医療機関への受診が遅れたり、医療機関に通院した際には高額な治療費が未払いになったりするなどの問題が生じています。



(資料) 愛知労働局「外国人雇用状況報告」(2006年)



(資料) 愛知労働局「外国人雇用状況報告」(2006年)

一方、外国人研修・技能実習制度を利用して来日する外国人の増加も顕著です。研修生・技能実習生の受入れ企業などでは、技術移転を通じた国際協力という制度本来の趣旨から離れ、外国人を低賃金労働者として受入れている例が見られ、違法な残業や賃金不払いなど、不適正な事例が発生しています。現在、国では外国人研修・技能実習制度の適正化を図るため、見直しの議論が進んでいます。

国際研修協力機構が実施した訪問指導の結果(2006年度 全国)

項目	該当企業	構成比
厚生年金保険未加入	1,103 件	17.8%
健康保険未加入	1099 件	17.7%
雇用保険未加入	996 件	16.0%
労災保険未加入	318 件	5.1%
定期健康診断の未実施	126 件	2.0%

(注) 訪問指導企業は 6,206 社
(資料提供) (財)国際研修協力機構(JITCO)

愛知労働局が実施した外国人技能実習生などの監督指導結果(2007年)

監督指導実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法違反件数	最低賃金法違反件数	労働安全衛生法違反件数	その他
235	153	65.1%	249	23	54	16

(資料提供) 愛知労働局

外国人労働者の中には、授業参観などの学校行事に参加することが難しい理由として、有給休暇が十分取れないことを挙げる人もいます。外国人労働者を雇用する企業は、外国人労働者が保護者としての責任をはたすため、学校行事に参加しやすくなるよう配慮が求められます。また、外国人労働者やその家族が地域の日本人県民と共生できるよう、地域の行事に参加する機会の確保に努めることも期待されます。

そのほか近年は、労働基準法で雇用が禁止されている15歳未満の児童が工場などに派遣され就労するといった児童労働の事例も発生しており、早急な解決が求められています。

外国人労働者の適正雇用を進めるには、国の労働関係機関の指導強化が不可欠です。愛知県としても、雇用事業主と労働者の双方に労働関係法令²⁴の遵守を徹底していくことが求められています。そこで、労働関係法令の遵守、外国人労働者の日本語習得、地域社会へ参加する機会の確保など生活面にも配慮した取組を促す憲章(54頁参照)を、2008年1月、東海三県一市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)が地元経済団体の協力を得て策定しました。

また、不法就労が適正な労働環境を妨げる原因の一つとなっています。そのため、不法就労者などの取締りの強化を推進する必要があります。

施策の方向

多文化共生社会の形成の推進には、外国人労働者の適正な雇用とその管理が行われることが必要です。このため、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及を推進します。また、不法就労防止対策の推進と不法就労を助長する雇用側の取締りを強化します。

地域社会の活性化に貢献できる貴重な人材である外国人県民がその能力を發揮し、安定した職業生活が営まれるよう、外国人県民(就労制限のない者)を対象とした職業訓練の実施に向けた取組を推進するとともに、日本における労働関係制度の理解を促進します。また、県内の労働関係窓口の紹介、適正な職業紹介の機会や労働条件などについて適切な相談を受ける機会などの案内により、適正・安定した就業を促進します。

適正就業に関する指導・監督は国の権限であり、外国人労働者の適正雇用を進めるには、国の指導強化が不可欠です。そのため、機会をとらえて、国に対して積極的に要望を行います。

施策の展開

5. 外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 **重点施策** (再掲 28,39 頁)

「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」について、企業などを対象としたセミナーの開催や啓発資料を作成し、広く普及していきます。(54頁参照)

45. 外国人県民を対象にした職業訓練の取組の推進 **新規施策**

高等技術専門校で外国人県民(就労制限のない者)を対象とした職業訓練の実施に向けた取組を推進します。

46. 外国人労働者向けパンフレットの作成・配布

就業に必要な基礎知識を掲載したポルトガル語と日本語を併記したパンフレットを作成し、配布または県ウェブページに掲載するなどして、県内企業で働こうとする外国人労働者の適正就業に努めます。

22.25.26 多言語による労働関係情報の提供の充実（再掲 41 頁）

（財）愛知県国際交流協会では、多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、労働関係の相談・情報提供についても一層の充実を図っていきます。

47. 不法就労防止対策の推進と不法就労を助長する雇用側の取締りの強化

不法就労者の大半は不法滞在者であると見られており、これら不法滞在者や不法就労者を助長する雇用主に対しては、引き続き取締りを強化します。

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海三県一市は、平成16年11月に、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)の実現をめざした共同宣言を行い、その実現のために、住民、NPO、企業、他の自治体など多様な主体と連携・協働して、外国人住民の生活支援などの取組を進めてきた。

しかしながら、現在日本で暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題を抱え、地域社会との間で軋轢・摩擦も生じている。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等と行政の連携、協力が必要不可欠である。

今般、東海三県一市と下記の地元経済団体は協力して、この地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

多くの企業が、この憲章の精神を尊重して、関係法令を遵守するとともに、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成20年 1月 21日

岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市

(協力団体)

社団法人中部経済連合会

岐阜県商工会議所連合会 愛知県商工会議所連合会 三重県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会 愛知県商工会連合会 三重県商工会連合会

社団法人岐阜県経営者協会 愛知県経営者協会 三重県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会 愛知県中小企業団体中央会 三重県中小企業団体中央会

- 憲章 -

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

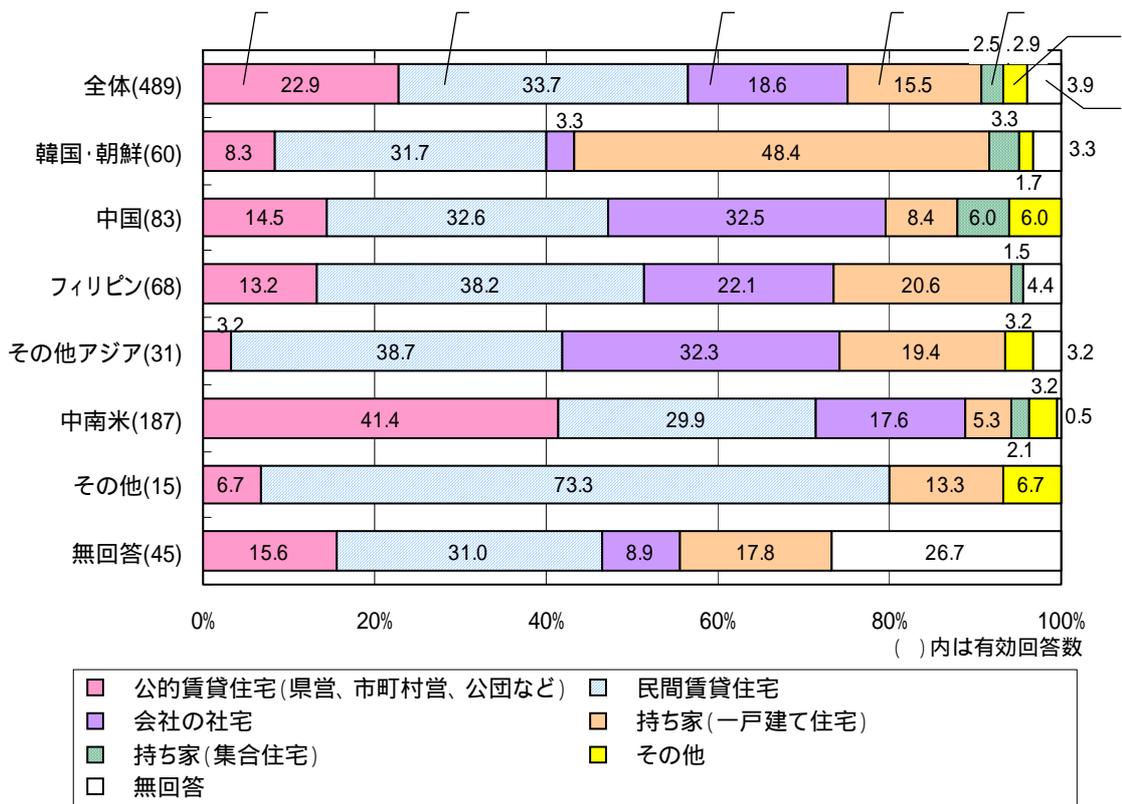
1. 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。
2. 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。
3. 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
4. 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるよう、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。
5. 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
6. 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。

(3) 居住環境の整備

現状と課題

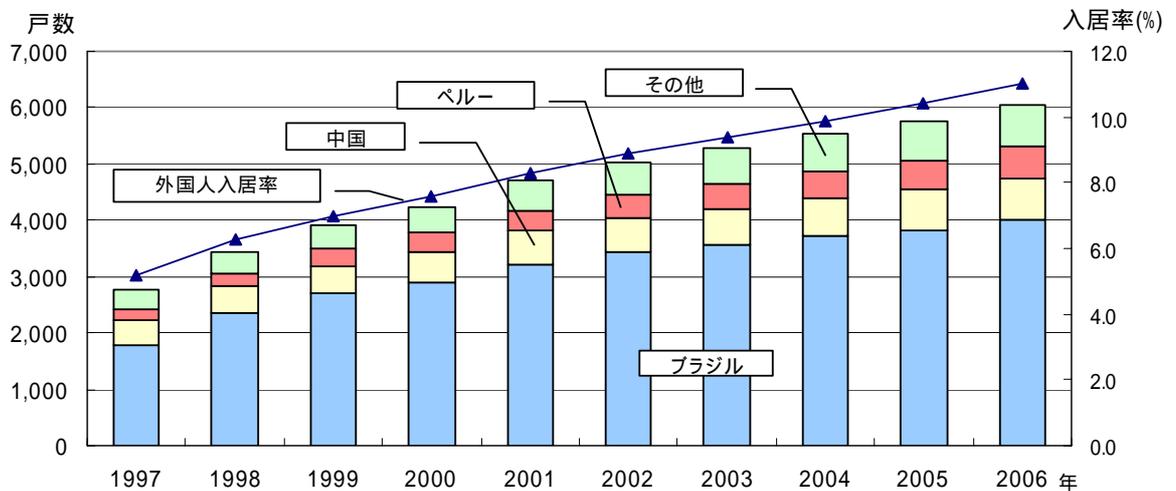
外国人県民の住まいの形態は、民間や公営の賃貸住宅が多くなっています。中でも、公的賃貸住宅(県営、市町村営、公団など)には、中南米出身者が集住する傾向が強くなっています。一方、「持ち家(一戸建て住宅)」は、韓国・朝鮮籍の人が多くなっています。

現在の住まいの形態



(資料) 外国人県民意識調査(2007)

県営住宅の入居状況



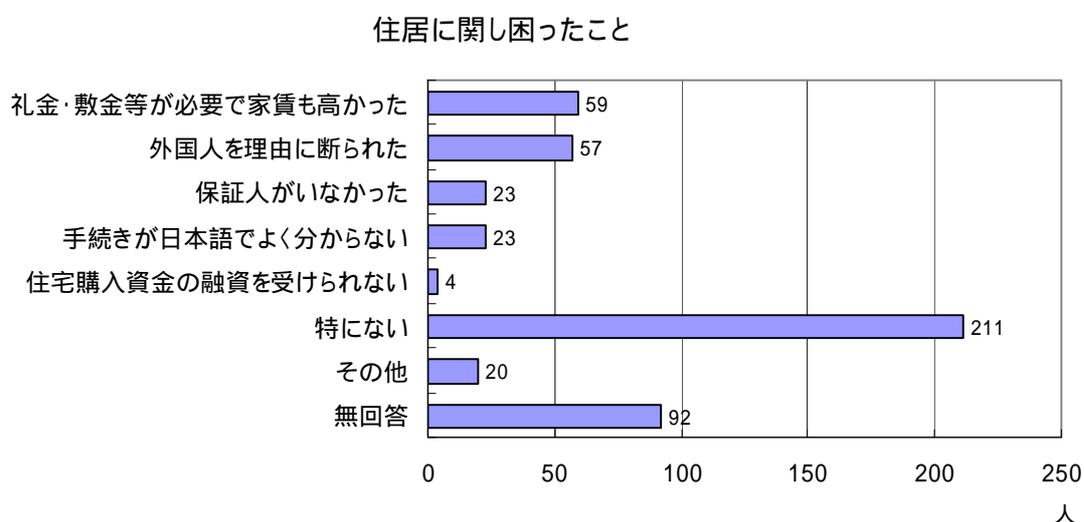
(資料) 愛知県建設部県営住宅管理室調べ

生活習慣や文化・言語のちがいがから、また、地域住民やコミュニティとの関係が希薄になりがちなことから、生活上必要となる基本的な情報が得づらい状況です。迷惑駐車やゴミ出し、夜間や深夜の生活騒音など共同住宅における生活上のマナー・ルールが守られず、日本人居住者とのトラブルや摩擦が発生しているケースも見られます。

一方、公的賃貸住宅の居住者同士のつながりが希薄化し、また高齢化が進む中で、団地によっては外国人県民が自治会などの組織の重要な担い手となっている場合もあります。

民間賃貸住宅については、日本人県民の保証人を求められたり、外国人県民であるという理由で入居を拒否されたりする事例も見受けられます。

公共施設などにおいて、外国語表記や絵文字(ピクトグラム)の表示が進められていますが、更なる充実が求められています。



(資料) 外国人県民意識調査(2007)

施策の方向

県営住宅を始めとする公的賃貸住宅では、入居時に生活情報の提供や相談窓口を設置するとともに、自治会などの協力を得ながら外国人居住者のルールの理解を促進します。特に集住地域では、基本的な日本語講座や日本文化理解のための交流事業などをNPOなどと連携しながら実施するなど、地域コミュニティにおける様々な文化が交流する機会となるような取組を進め、多文化共生型の居住を推進します。

NPO、社会福祉法人などの居住支援団体や仲介事業者、市町村と連携して、外国人などの入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供や入居に関する支援を推進します。

施策の展開

14. 外国人県民も気軽に参加できる交流事業などの実施（再掲 35 頁）

(48～50) 外国語による共同生活に関する情報などの提供の充実

48. 県営住宅入居者のしおりなどの作成

共同生活で守るべき内容を多言語で記載した「入居者のしおり」(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)などを入居時に配布し、情報の提供に努めます。入居後についても、「愛知県県営住宅通信」、「愛知県営住宅ニュース」などの外国語版を作成し、各戸に配布し注意を喚起します。

49. ポルトガル語による入居説明会の実施

外国人県民が多い地域の愛知県住宅供給公社住宅管理事務所に通訳を派遣して、入居説明会の開催や各種相談に応じます。

50. 共同生活のルールなどを説明した DVD、絵本の活用

日本の生活習慣や共同住宅のルールなどを分かりやすく理解できるよう作成した DVD や子ども向けの絵本などを県営住宅の入居説明会や団地のイベントなどで積極的に活用するとともに、他の公的賃貸住宅管理者にも紹介していきます。

51. 民間賃貸住宅への円滑な入居支援（あんしん賃貸支援事業）新規施策

外国人、高齢者、障害者、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)に関する登録制度を整備し、NPO、社会福祉法人などの居住支援団体や仲介事業者、市町村と連携して、円滑な入居を支援する仕組みづくりを推進します。

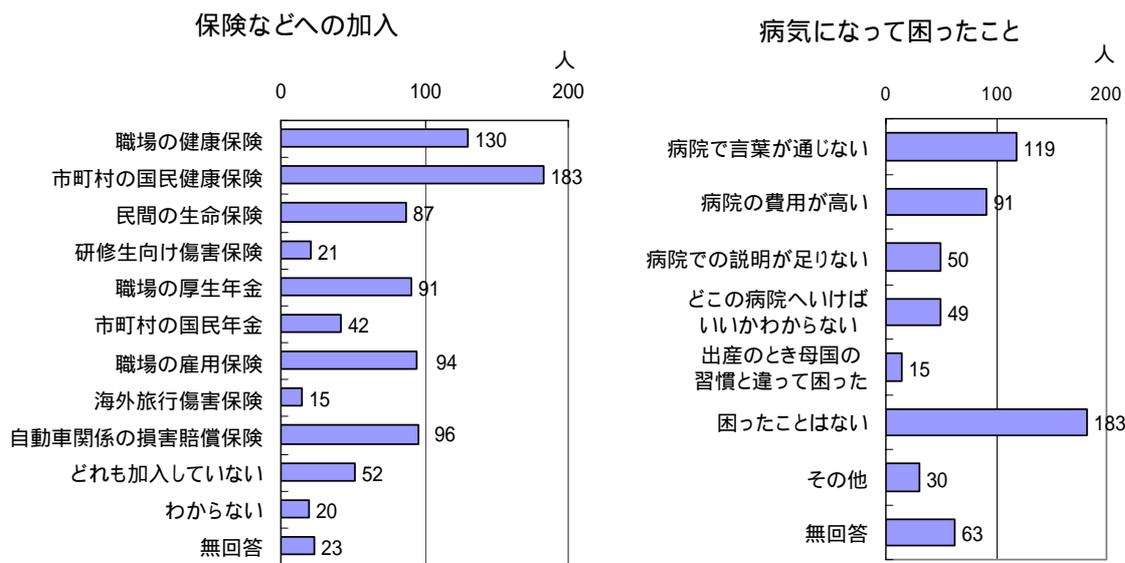
(4) 医療・保健・福祉の充実

現状と課題

外国人県民は医療保険に未加入の者が多く、適切な時期に診療を受けないため病状が重症化し、その結果、高額な医療費や不払いなどの問題が生じています。

日本語能力が十分でない外国人県民が診療を受ける際には、医療通訳の存在は大きいといえます。しかし、医療通訳者を置く医療機関は限られており、十分には配置されていない状況です。また、習慣上のちがいから医療機関での受診をためらう外国人県民もいます。こうしたことから、外国語による対応が可能な医療機関の情報提供や医療通訳人材の育成・配置を含めて、言語や習慣などのちがいに配慮した行政サービスが求められています。

また、外国人県民の定住化が進展する中で、病気やけがだけではなく、妊娠・出産、子育てなど、より生活に関わりの深い問題への対応や、健康診査、予防接種といった疾患予防の観点から市町村での対応の充実が必要となっています。



(資料) 外国人県民意識調査(2007)

企業における間接雇用者には、健康診断が行われていない場合が多く見受けられます。今後、企業や経済界の積極的な取組が望まれます。

1982(昭和57)年に、「国民年金法」における国籍条項が撤廃²⁵された際に遡及措置がとられなかったため、在日韓国・朝鮮籍の高齢者や障害者の中には無年金となっている人がいます。愛知県議会では、2005年11月「在日外国人無年金者の救済措置についての意見書」²⁶を提出し、無年金の在日外国人に対する救済措置を講じるよう要望し

ています。また、ニューカマー²⁷の中にも本人と雇用する事業所の双方が社会保険料の負担を嫌うため、公的年金に未加入の人が多くいます。近い将来、老後の生活に困難を来す外国人県民の増加も危惧されます。

更には、高齢や障害のある外国人県民へ対応するため、年金や介護などの分野でも多言語での対応や文化的な配慮が求められています。

施策の方向

医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報提供を充実するとともに、外国人県民に適切な救急医療が提供されるように努めます。

外国語による診療が可能な医療機関の情報について、外国人県民や支援団体などへの一層の周知を図りながら、引き続き内容の充実に努め、提供を行います。

外国人県民の公的年金の加入徹底を図るため、間接雇用主に加入確認義務を課すなどの必要な措置を講じるよう、国に対して要望を行います。

施策の展開

52. 医療保険に関する情報提供

国民健康保険制度の普及・啓発、保険料(税)の納付促進を図るため、外国語版(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語)のリーフレットを作成し、各市町村保険者の指導・支援を進めます。

53. 外国語対応可能な医療機関についての情報提供

県のウェブページ(救急医療情報システム)で、外国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フランス語など)での診療が可能な病院や診療所の情報を提供します。また、5ヶ国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フランス語)の音声とFAXにより、外国語対応可能な病院や診療所の情報を提供します。

54. 外国人救急患者医療費未収金に対する補助

「救命救急センター(公立を除く)」で治療を受けた外国人(短期滞在者を含む)救急患者の医療費未収金について、補助を行います。

22.25.26 多言語による社会保障などの情報の提供の充実 (再掲 41 頁)

(財)愛知県国際交流協会では、多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、社会保障などに関する相談・情報提供についても一層の充実を図っていきます。

(5) 防災対策などの充実

現状と課題

外国人県民は、言語や文化、慣習のちがいで、災害経験や防災知識の不足などから、他の「災害時要援護者」(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など)とは異なる状況にあるため、外国人県民特有の災害対策が求められます。

また、外国人県民に対し、防災に関する基本的知識の普及・啓発や関係機関間における連絡体制、災害時の情報提供のほか、避難所生活での異文化対応や生活再建支援の制度の周知など多方面にわたる対応が必要です。

なお愛知県は、東海地震や東南海地震など大規模な地震災害発生の可能性が高い地域であるため、外国人県民に対する防災対策の充実が課題です。

一方で、外国人県民自身も災害経験の少なさなどから、防災への理解が不足し、緊急時への備えが不十分である場合が多くなっています。また、防災訓練などへの参加も十分であるとはいえない状況です。

施策の方向

平時から外国人県民に対して、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、防災訓練などへの参加を促進します。

災害時など緊急時に外国人被災者へ効果的な対応ができるよう、愛知県地域防災計画に基づく支援対策を着実に実施します。

(財)愛知県国際交流協会や(財)自治体国際化協会などと連携し、外国人支援ボランティアまたは語学ボランティアを避難所などに派遣するとともに、ボランティアのネットワークを構築し、支援体制の整備を推進します。また、災害情報や支援情報などの外国語による情報提供に努めます。

施策の展開

55. 外国人県民に対する防災知識の普及・啓発

外国人県民に対して、多言語で防災情報を提供するなど、平時から防災に関する基本的な知識の普及・啓発に努めます。

15. 防災訓練などへの参加 (再掲)

自治体と防災関係機関が連携して行う地震、風水害訓練に外国人集住の地域コミュニティや外国人労働者が多い企業に対し参加を働きかけ、防災意識の高揚、不安感の解消に努めます。

56. 災害情報の多言語化の推進

(財)愛知県国際交流協会では、FMラジオ局のZIP-FMや愛知国際放送(RADIO-)と協力して、平時には防災に関する知識の普及・啓発を目的とした情報提供に努めるとともに、災害時には多言語による情報を発信します。また、愛知県国際交流情報システム(i-net)により災害情報の提供にも努めます。

57. 災害時専門ボランティアの活動支援

(財)愛知県国際交流協会と協同で、災害時に外国人被災者のニーズを把握し、外国人との通訳や翻訳の支援を行う専門ボランティア(「語学ボランティア」)とのネットワークを構築して、支援体制の整備を推進します。

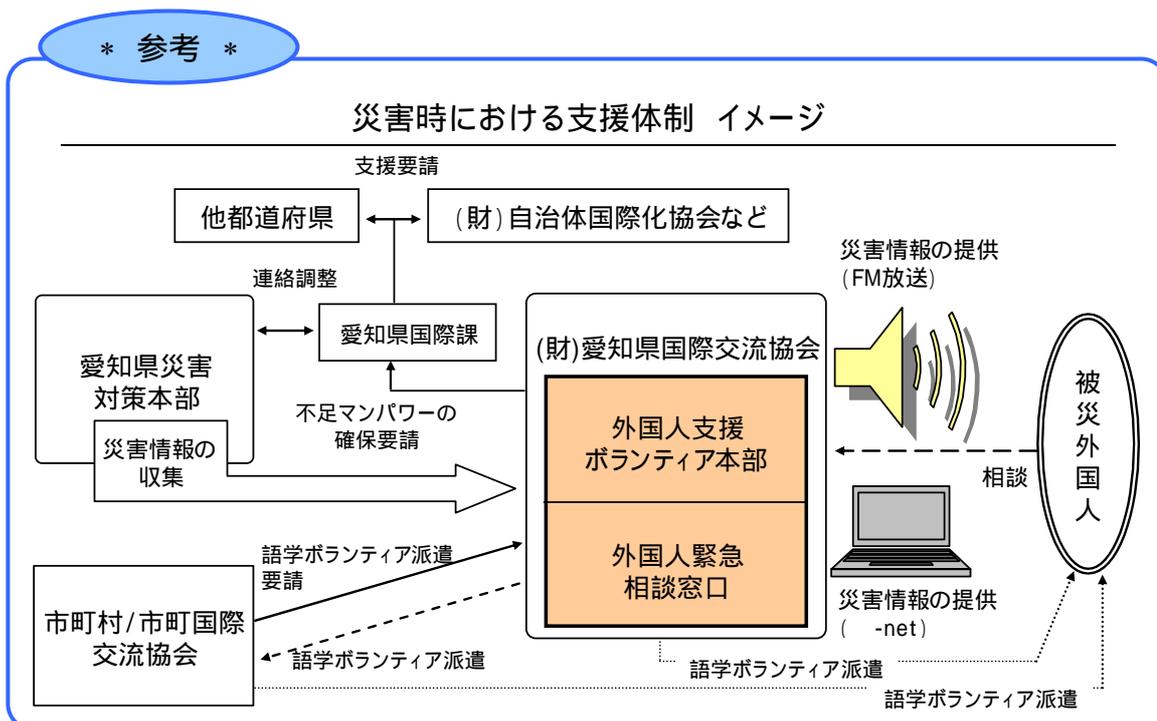
(財)愛知県国際交流協会では、災害発生時に「外国人支援ボランティア本部」を立ち上げます。県、市町村、市町国際交流協会などからの要請に基づき、語学ボランティアの派遣や翻訳を行います。

58. 外国人緊急相談窓口の開設

(財)愛知県国際交流協会では、災害発生時に「外国人緊急相談窓口」を開設します。外国人県民からの相談に対応して、災害に対する不安を少しでも解消できるよう努めます。

59. 「多言語情報翻訳システム」²⁸などの活用

(財)愛知県国際交流協会では、地元大学と連携して開発した「多言語情報翻訳システム」を幅広く活用してもらえようウェブページで紹介するとともに、市町村や市町国際交流協会、自治会などへのPRに努めます。また、(財)自治体国際化協会が作成した「災害時多言語情報作成支援ツール」の活用促進にも努めます。



(6) 安全・安心な生活環境の向上

現状と課題

多くの外国人県民は日本社会に溶け込み、地域社会の一員として健全な生活を送っています。しかし一方で、外国人県民の増加と定住化の進展に伴い、外国人県民が犯罪の当事者(加害者及び被害者)となることが増えています。同じ出身国同士からなるコミュニティの中で誤った相互扶助を行い犯罪に力を貸す者や、文化や生活習慣のちがひ、法律知識の不足などによる行為が、日本では犯罪に当たり処罰されるなどの事例も発生しています。

こうした外国人県民による犯罪行為から地域の安全を守るため、警察による違法行為の取締りに加え、自治体、企業、地域社会が連携し、犯罪実態に応じた地域安全活動が求められています。

愛知県内で外国人が被害にあった犯罪(刑法犯)認知件数

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
外国人被害刑法犯認知件数 a	1,678件	2,109件	2,368件	2,496件	2,338件
刑法犯総認知件数 b	196,117件	225,706件	208,170件	198,937件	157,382件
a / b	0.86%	0.93%	1.14%	1.25%	1.49%

愛知県における犯罪(刑法犯)により検挙された外国人数

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
外国人刑法犯検挙人員 a	863人	955人	1,109人	1,110人	1,356人
刑法犯総検挙人員 b	15,825人	16,344人	18,058人	16,857人	19,946人
a / b	5.45%	5.84%	6.14%	6.58%	6.80%

愛知県における刑法犯により検挙された外国人による犯罪件数

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
外国人刑法犯検挙件数 a	8,818件	6,643件	5,396件	6,740件	3,386件
刑法犯総検挙件数 b	48,696件	46,587件	45,095件	42,313件	32,166件
a / b	18.11%	14.26%	11.97%	15.93%	10.53%

(資料提供) 愛知県警察本部

[参考] 外国人入国者数の推移(全国)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
総数	5,771,975人	5,727,240人	6,756,830人	7,450,103人	8,107,963人

(資料) 法務省入国管理局編「2007 出入国管理」

[参考] 愛知県の外国人登録者数の推移

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
総数	157,377人	167,270人	179,742人	194,648人	208,514人

(資料) 法務省「在留外国人統計」

外国人県民の運転免許保有者の増加に伴い、外国人県民による人身交通事故件数は増加傾向にあります。事故原因として、交通関係法規のちがいや、日本語能力の不足による道路標識の理解不足などが考えられます。また、自動車を保有・運転するなどにあたってのルールが十分周知されていないため自動車損害賠償責任保険に入っていないか、所有者の移転登録を行わずに、他人から譲り受けた自動車を使用したりしている事例も見受けられます。交通安全や自動車を正しく利用するための広報啓発の強化が必要です。

愛知県における外国人の運転免許保有状況

	2003年	2004年	2005年	2006年
免許保有総数	4,573,040人	4,630,747人	4,685,308人	4,742,650人
うち外国人	57,522人	61,115人	65,796人	70,934人
外国人の割合	1.26%	1.32%	1.40%	1.50%

愛知県内における交通事故発生状況

	2003年	2004年	2005年	2006年
総死者数	362人	368人	351人	338人
うち外国人死者数	10人	12人	14人	12人
外国人の割合	2.76%	3.26%	3.99%	3.55%
総負傷者数	72,465人	76,168人	73,832人	71,143人
うち外国人負傷者数	1,556人	1,683人	1,792人	1,771人
外国人の割合	2.15%	2.21%	2.43%	2.49%
総人身事故件数	58,593件	61,707件	60,081件	58,005件
うち外国人の運転が第一原因の事故件数	1,175件	1,255件	1,330件	1,356件
外国人の割合	2.01%	2.03%	2.21%	2.34%
総死亡事故件数	344件	357件	336件	328件
うち外国人の運転が第一原因の事故件数	9件	16件	8件	12件
外国人の割合	2.62%	4.48%	2.38%	3.66%

(資料提供) 愛知県警察本部

日本語の理解不足や巧妙な手口などから、悪質商法など消費者トラブルに巻き込まれる外国人県民も見受けられます。

施策の方向

外国人県民が文化や生活習慣などのちがいを乗り越え、日本社会の中でともに安全で安心して暮らせるためのルールを教え、犯罪の当事者(加害者や被害者)にならないための啓発活動を、雇用企業などと連携しながら推進します。

外国人県民が交通事故の当事者(被害者や加害者)にならないよう、自治体と警察が連携し、多言語での交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。

悪質商法などの被害にあわないよう、消費生活全般に関する暮らしの情報を多言語で提供します。

施策の展開

60. 地域安全対策の推進

外国人集住地区などで、外国人県民も参加した防犯パトロールなどの地域安全活動を推進します。

また、少年の非行防止を図るため、外国人学校などと連携した「非行防止教室」を開催します。

身近で発生する犯罪の防犯対策や地域の防犯ボランティア活動への参加促進を図るため、外国語版(英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語)のDVDを作成し、防犯教室などで放映または貸出するなどして意識啓発に努めます。

犯罪被害者などに対する情報提供用パンフレット「被害者の手引」(外国語版)を作成、配布します。

安全・安心に関する情報を外国語版の「交番たより」などで提供するほか、他機関が発行する広報媒体などにも情報提供していきます。

管内の外国人県民の居住実態に応じて、外国人県民を県内各警察署に設置されている警察署協議会²⁹委員に選出していきます。

61. 交通安全対策の推進

県ウェブページで、5ヶ国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語)の交通安全情報を提供します。また、外国人県民向け交通安全教育ビデオの貸出や交通安全啓発リーフレットなどを作成し、啓発に努めます。

また、各企業や事業所などで、自治体や関係機関と連携して行われる講習会などにおける交通安全教育活動を通じ、外国人県民に対する交通安全意識の啓発を図る対策を推進します。

62. 犯罪の取締り

外国人県民の安全で安心な生活を確保するため、外国人県民が被害者となるような犯罪、不法就労助長事犯など外国人県民を利用しようとする犯罪、外国人県民によって敢行される各種犯罪(銃器・薬物など密輸・密売事犯、国際犯罪組織に絡む犯罪、不法滞在など入管法違反事犯など)の取締りを強化します。

22.25.26 多言語による生活情報の提供の充実 (再掲 41 頁)

(財)愛知県国際交流協会では、多様な媒体を活用して多言語による生活情報を提供する中で、消費生活全般に関する暮らしの情報提供についても一層の充実を図っていきます。

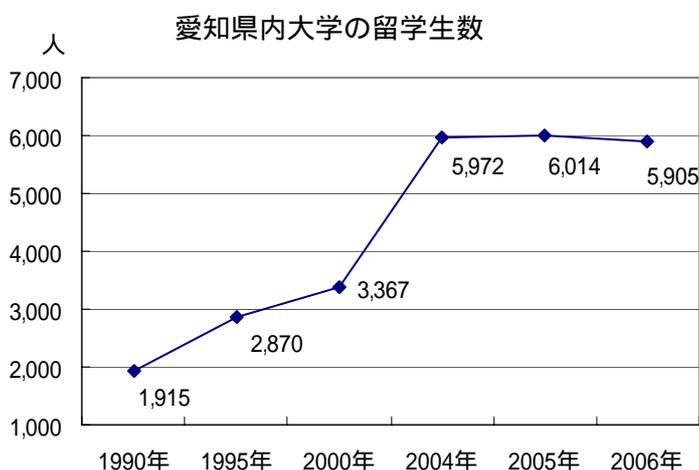
(7) 留学生支援の推進

現状と課題

多くの留学生が愛知県内の大学・大学院などで学んでいます。卒業後も日本に定住して、日本企業に就職を希望する者も多くいます。

一方、日本企業の側にも、グローバル化の進展を背景に、国籍に関わらず高度な知識や技術をもった有能な人材を確保しようという動きや、海外現地法人の幹部として活躍できる人材を求める動きがでています。

留学生やそのOB・OGは、日本と母国との架け橋として、また、県内企業を支える貴重な人材として、更には、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうる存在として、その活躍が期待されます。彼らが、この地域で活躍できる環境整備が求められています。



愛知県内大学の出身国・地域別 留学生数

国籍など	人数	全体比
中国	3,748	66.7%
韓国	427	7.6%
台湾	173	3.1%
米国	153	2.7%
マレーシア	130	2.3%
ベトナム	105	1.9%
その他	883	15.7%

(備考) 専修学校専門課程の留学生は含まない。

(資料) 愛知県留学生交流推進協議会調べ(2006年)

(資料) 文部科学省調べ(2004年度から日本学生支援機構調べ)

留学生の愛知県内企業への就職状況

年		2002	2003	2004	2005	2006
愛知県	a	177人	224人	282人	453人	570人
参考	全国計 b	3,209人	3,778人	5,264人	5,878人	8,272人
	a/b	5.5%	5.9%	5.4%	7.7%	6.9%

(資料) 法務省入国管理局「2006年における留学生等の日本企業等への就職状況について」

施策の方向

日本企業への就職に関心をもつ留学生が、日本企業へ円滑・適正に就職できるよう支援します。

また、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなりうる留学生がこの地域に定着し、活躍できる環境整備を推進します。

施策の展開

63. 留学生の地域定着への支援

県内企業への就職を希望する留学生を対象に、合同企業説明会(留学生就職フェア)や就職セミナーを引き続き開催します。

新たに、日本企業への就職に必要な知識の習得、インターンシップによる職場体験を加えてパッケージにした、包括的な人材育成プログラムを開発、実施します。

… 行動目標 外国人県民も暮らしやすい地域づくり 数値目標 …

目 標	現 状 (基準年度)	目 標 (目標年度)	所 管 部 局
外国人支援ボランティア活動者数	3,244人(2006)	3,500人(2012)	愛知県国際交流協会
愛知県図書館「多文化サービスコーナー」の貸出冊数	500冊(2006)	1,000冊(2012)	県民生活部
国際交流情報システム(-net)のアクセス件数	1,134,953回(2006)	1,191,000回(2012)	愛知県国際交流協会
多文化ソーシャルワーカー養成数	36人(2007)	100人程度(2012)	地域振興部
就学していない外国人の子ども数	-	解消(2015)	地域振興部 教育委員会
県内企業に就職する留学生の国内比率	6.9%(2007) 留学生等の日本企業等への就職状況について(法務省)	10%(2015)	地域振興部

4 行動スケジュール

本プランの主な重点施策について、進行管理を行います。

行動目標	施策内容	施策の展開				
		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
多文化共生の意識づくり	1. 多文化共生の意識づくりに向けた啓発活動の推進	シンポジウムなどの実施 ワールド・コラボ・フェスタの実施				
	3. 多文化共生の情報を集約したウェブサイトの構築	設計構築	普及			
誰もが参加できる地域づくり	12. 顕彰制度の創設	内容検討・制度創設	顕彰実施			
	13. 社会活動への参加促進	社会参画活動育成事業実施	多文化NPOメッセの運営(多文化ポータルサイト上)			
	18. 「外国人県民あいち会議」の機能強化	運営方法の検討	シンポジウム開催	継続		
外国人県民も暮らしやすい地域づくり	29. 多文化ソーシャルワーカーの養成・活用	養成講座実施 多文化共生センターへ配置, 市町村・市町国際交流協会への普及・啓発				
	32. 日本語教育適応学級担当教員の加配(小/中学校)	継続(配置基準の改善検討)				
	33. 語学相談員の配置(小/中学校)	継続(配置の拡充検討)				
	38. 外国人生徒教育支援員の配置(高等学校)	継続				

行動 目標	施 策 内 容	施 策 の 展 開				
		2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
外国人県民も暮らしやすい地域づくり	43. 「日本語学習支援基金」の創設・活用	子どもの日本語学習支援事業実施				
	44. 日本語や日本の文化の初期指導	プレスクール・アフタースクールのモデル的实施		プレスクール・アフタースクールのノウハウを市町村に普及		
	5. 外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及	憲章普及(セミナー開催、模範事例の収集・紹介)				

社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、プランの内容については、適時かつ適切に見直しを行います。

